

無機マテリアル学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、無機マテリアル学会(英文名 THE SOCIETY OF INORGANIC MATERIALS, JAPAN. 略称「SIMJ」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所(本部)を東京都新宿区に置く。

2 本会は、総会の議決を経て支部を置く。支部の設置場所については、理事会の議決を経て必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、セッコウ、石灰、セメント、環境材料およびこれらと関連する無機質材料の科学と技術に関する研究および情報提供を行うことにより、これらの利用と技術の向上をはかり、もって学術の振興および産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1)調査・研究および情報の収集、提供、交換。
- (2)学術講演会、研究会、見学会、講習会、討論会、研修会などの開催。
- (3)会誌および学術図書などの刊行。
- (4)研究の奨励および業績の表彰。
- (5)材料の性能、試験方法などの標準化、規格化事業の推進。
- (6)国内外の関係機関、団体との交流および協力関係の強化。
- (7)前各号のほか、本会の目的を遂行するために必要な事業の推進。

第2章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員、学生会員、公共会員、維持会員、特別維持会員および名誉会員とする。

- (1)正会員は、本会の目的に賛同し、入会を承認された個人とする。
- (2)学生会員は、本会の目的に賛同し、入会を承認された大学またはこれに準ずる学校に在学する学生および大学院生とする。
- (3)公共会員は、本会の目的に賛同し、入会を承認された国・公立試験所、研究所などとする。
- (4)維持会員および特別維持会員は、本会の目的に賛同し、入会を承認された企業および団体とする。
- (5)名誉会員は、当該分野ならびに本会に功労のあった者で、理事会の推薦により、総会の承認を経た個人とする。

- 2 維持会員並びに特別維持会員は、代表者 1 名を定め、本会に届出る。この場合、代表者は正会員として扱う。代表者を変更したときも同様とする。

(入会および会費)

第 6 条 本会に入会を希望する者は、正会員 1 名以上の紹介により所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を必要とする。

2 会員は、会費を前納する。ただし、名誉会長、名誉会員は納入を必要としない。

3 既納の会費は返還しない。

(権利)

第 7 条 会員は、次の権利を有する。

(1) 会誌に投稿し、講演会で研究発表を行うことができる。

(2) 会誌、その他の配布を受ける。

(3) 本会が行う事業に参加することができる。

2 正会員は、総会における議決権を行使できる。

(退会)

第 8 条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届けを提出しなければならない。

2 会員が次の一つに該当するときは、退会とみなす。

(1) 死亡し、または失踪宣言を受けたとき。

(2) 法人、または団体が解散し、または破産したとき。

(3) 禁治産、または準禁治産の宣告を受けたとき。

(除籍)

第 9 条 会員が、次の一項に該当するときは、理事会の議決を経て、除籍することができる。

(1) 会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しないとき。

(2) 本会の定款、または規則に違反したとき。

(3) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。

2 前項②、③の規定により会員を除籍する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除籍の議決を行なう理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利と義務)

第 10 条 会員が、第 8 条または前条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役 員 等

(役員)

第 11 条 本会に、次の役員をおく。

理 事 25 名以内

監 事 2名

- 2 理事の1名を会長、3名以内を副会長、10名以内の役務を担当する常任理事をおくことができる。

(選任)

第12条 理事および監事は、正会員のうちから、総会においてこれを選任する。

- 2 会長および副会長は、理事の互選により定める。
- 3 役務を担当する常任理事は、理事会において理事の中から互選により定める。
- 4 総会が召集されるまでの間において、補欠または増員のため理事または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、これを行なうことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催される総会において報告し、承認を受けなければならない。
- 5 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会、理事会、常任理事会および評議員会の議長となる。ただし臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは理事会があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会から委任された役務を分掌する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会および評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とし、通常総会の翌日から翌々年の通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事および監事に欠員が生じた場合、業務執行上支障がないときは、その補充は、次の総会までこれを延期することができる。補充された場合の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一つに該当するときは、臨時総会において、出席構成員総数の3分の2以上の議決を経て当該役員を解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められたとき。
 - (2)職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う臨時総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員)

第16条 本会に、45名以内の評議員をおく。

- 2 評議員は、正会員のうちから、会長が総会の同意を得て委嘱する。

- 3 評議員は、評議員会に出席し、定款に定めるところに従い案件を審議する。
- 4 評議員および役員は、相互に兼ねることができない。
- 5 評議員は、第 15 条を準用し、臨時総会の議決を経て解任することができる。
- 6 評議員の任期については、第 14 条の規定を準用する。

(名誉会長、相談役および顧問)

第 17 条 本会に、名誉会長 1 人、相談役および顧問を若干名おくことができる。

- 2 名誉会長は、会長経験者のうちから理事会で推薦し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、理事会および評議員会に随時出席して意見を述べるができる。但し、議決権は有しない。
- 4 相談役は、本会に功労のあった特別維持会員の代表者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 顧問は、会長経験者および本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 6 名誉会長、相談役および顧問は、重要な会務および事業に関して会長の諮問に応え、または意見を述べるができる。
- 7 名誉会長、相談役および顧問の任期は、第 14 条の規定を準用する。

第 4 章 会 議

(種別)

第 18 条 会議は、総会、理事会、常任理事会および評議員会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、常任理事および理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、常任理事および支部長をもって構成する。
- 4 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会にて議決した事項の執行に関する事項。
- (2)総会に付議すべき事項。
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

- 3 常任理事会は、理事会から委任された会務および緊急に処理すべき事項を執行し、理事会に付議する事項、その他を審議する。

- 4 評議員会は、総会において議決すべき事項、その他会長から示された会務について審議し、理事会に報告するものとする。

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 3 か月以内に、次の事項を審議決定するために開催する。

- (1)事業報告および収支決算
- (2)役員改選
- (3)事業計画および収支予算
- (4)重要な財産の処分
- (5)定款の変更
- (6)その他重要な事項

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき。
- (2)監事の全員から会議に付すべき事項を示して請求があったとき。
- (3)正会員の 5 分の 1 以上から、会議に付すべき事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、少なくとも 2 か月に 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事の半数以上から、会議に付すべき事項を示して請求があったとき。

4 常任理事会は、会長が必要と認めたとき。

5 評議員会は、会長が必要と認めたとき、理事会において必要と認めたとき、10 名以上の評議員から会議に付すべき事項を示して請求があったとき。

(召集)

第 22 条 総会、理事会、常任理事会、評議員会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、10 日以前にその会議の日時、場所および付議事項を示し、本会の刊行物または書面をもって会員に通知しなければならない。

3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により召集するときは、この限りでない。

4 前条第 2 項、第 3 項、第 5 項の規定により請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数)

第 23 条 総会は、正会員の 20 分の 1 以上の出席によって成立する。

2 委任状を提出して欠席した正会員は、出席会員とみなす。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。この場合該当事項につき、あらかじめ書面をもって意思表示をした者は出席とみなす。

(議決)

第 24 条 総会および理事会の議決すべき事項は、出席構成員の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数のときは議長が決める。

2 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について議決権を行使することができない。

(議事録)

第 25 条 総会および理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)会議の日時および場所

(2)構成員の現在数

(3)会議に出席した構成員の数および理事の氏名(書面表決者および表決委任者を含む。)

(4)議決事項

(5)議事の経過の概要

(6)議事録署名人の選出に関する事項

- 2 議事録には、議長および出席した構成員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名、押印しなければならない。
- 3 常任理事会の議事については、第1項第1号から第5号までの規定を準用する。

第5章 委員会

(委員会)

第26条 本会は、会務運営ならびに第4条の事業遂行のため必要な委員会を設ける。

- 2 委員会の設置または廃止は理事会で定める。
- 3 委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第6章 資産および会計

(資産)

第27条 本会の資産は、基本財産、運用財産および引当財産の3種とする。

- 2 基本財産 基本財産に指定された寄付金、および総会で基本財産に編入を議決されたものをもって構成する。
- 3 運用財産 基本財産および引当財産以外の財産をもって構成する。
- 4 引当財産 特定の目的をもつ積立金をもって構成する。

(管理)

第28条 本会の財産ならびに会計は、経理規則によるほか、理事会で決めた方法により会長が管理する。

(基本財産の処分に関する制限)

第29条 基本財産は、処分し、または担保に供することはできない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費)

第30条 本会の経費は、会費および事業に伴う収入、資産から生ずる利潤、寄付金その他の収入をもって支弁する。

(収支決算)

第31条 収支決算および財産目録は、毎会計年度終了後3か月以内に、監事の意見を付け、総会の議決を得るものとする。

- 2 本会の決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を経て、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 32 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 7 章 事務局および職員

(事務局)

第 33 条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。
- 3 本会は、会務を処理するため、事務局長 1 名および職員若干名をおく。
- 4 事務局長および職員の任免は、理事会の承認を経て、会長が行う。
- 5 事務局長および職員は有給とする。

第 8 章 定款の変更および解散

(変更)

第 34 条 この定款は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければ、変更することはできない。

(解散)

第 35 条 本会を解散しようとするときは、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 9 章 補 則

(細則)

第 36 条 この定款の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

以 上

付則

1. 平成 7 年 6 月 15 日 第 1 条学会名改称
2. 平成 8 年 6 月 6 日 定款一部変更
ただし、第 10 条理事 25 名以内、第 14 条評議員 35 名以内、については平成 9 年度から施行する。
3. 平成 11 年 6 月 9 日 定款一部変更 第 10 条理事のうち 3 名以内を副会長、第 14 条評議員を 45 名以内
4. 平成 16 年 6 月 3 日 定款一部変更